

平成十二年人事院規則一四一一八

人事院規則一四一一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）
人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業に關し次の人事院規則を制定する。

第一条 研究職員が研究成果活用企業の役員（会計参考及び監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合における法第二百三十三条第二項の規定による承認については、規則一四一八（當利企業の役員等との兼業）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。（定義）

第二条 この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二条）第十一一条第一項に規定する特定試験研究機関特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百九条の二第三項第五号に規定する特定試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この項及び第四条第一項第五号において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をする特定試験研究機関等の全部又は一部とする者をいう。

第三条 人事院は、法第二百三十三条第二項の規定により委任された権限を部内の上級の職員のうち人事院が指定する者に委任することができる。

第四条 前条第一項又は第二項の規定により研究成果活用兼業に係る承認の権限の委任を受けた所轄庁の長等は、前項の規定により委任された権限を部内の上級の職員のうち人事院が指定する者に委任することができる。（承認の基準等）

第五条 前条第一項又は第二項の規定により研究成果活用兼業に係る承認の権限の委任を受けた所轄庁の長等は、前項の規定により委任された権限を部内の上級の職員のうち人事院が指定する者に委任することができる。（承認の基準等）

者（以下「承認権者」という。）は、研究成果活用兼業について法第二百三十三条第二項の申出があつた場合において、当該申出に係る研究成果活用兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

一 承認の申出に係る研究職員が、当該申出に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。

二 研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に係るものであること。

三 研究職員の占めている官職と承認の申出に係る研究成果活用企業（当該研究成果活用企業が会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社である場合にあつては、同条第四号に規定する親会社を含む。第六条第三号から第五号までを除き、以下同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

四 承認の申出前二年以内に、研究職員が当該申出に係る研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある官職を占めていた期間がないこと。

五 研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、当該研究職員が在職する試験研究機関等に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に關係する業務を除く。）が含まれていなければないこと。

六 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

七 その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

八 前項の承認は、役員等の任期等を考慮して定められた者に対し、研究成果活用兼業に関する事務の実施状況について報告を求め、及び監査を行うことができる。

九 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

十 研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、当該研究職員が在職する試験研究機関等に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に關係する業務を除く。）が含まれていなければないこと。

十一 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長等又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

十二 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長等又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

十三 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長等又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

十四 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長等又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

十五 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長等又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

十六 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないことを認めると認められるときは、研究職員の承認権限を所轄庁の長等又は行政執行法の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。

一 氏名、所属及び官職
二 研究成果活用企業の名称
三 研究成果活用企業の役員等としての職務の内容
四 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
五 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び額並びにその受領の事由

六 平成十三年三月三十一日までの間は、第十二条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。」とあるのは、「非常勤職員」とする。

七 第七条 前条の研究職員は、第五条の研究成果活用兼業承認申出書に記載された事項のうち研究業界が会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社である場合にあつては、同条第四号に規定する親会社を含む。第六条第三号から第五号までを除き、以下同じ。）との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

八 第八条 承認権者は、研究成果活用兼業が第四条第一項の承認の基準に適合しなくなつたと認めるとときは、その承認を取り消すものとする。（承認の取消し）

九 第九条 所轄庁の長等は、半期ごとに、研究成果活用兼業の状況について第六条各号に掲げる事項を公表するものとする。（人事院の権限）

一 第十条 人事院は、必要があると認めるときは、第十条から第十二条まで並びに附則第四項、第五項、第六項（別表規則一四一一七（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）の項及び規則一四一一八（国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業）の項の改正規定に限る。）及び第八項の規定（以下「規則一四一一七等改正規定」という。）は、平成十四年十月一日から施行する。（人事院規則一四一一八の一部改正に伴う経過措置）

二 第十一条 人事院は、研究成果活用兼業の承認がこの規則の規定に反すると認めるとき又は研究成果活用兼業が第四条第一項の承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。（研究結果活用兼業終了後の業務の制限）

三 第十二条 この規則は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用除外

（雑則）
第十三条 研究成果活用兼業承認申出書及び研究成果活用兼業状況報告書の様式その他の規則の実施に關し必要な事項は、人事院が定める。

一 この規則は、平成十二年四月二十日から施行する。

二 平成十三年三月三十一日までの間は、第十二条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。」とあるのは、「非常勤職員」とする。

三 附則（平成一二年一二月二七日人事院規則一四一一三）抄

一 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。（施行期日）

二 この規則は、平成一四年六月二〇日人事院規則一四一一三六抄

一 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条まで並びに附則第四項、第五項、第六項（別表規則一四一一七（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）の項及び規則一四一一八（国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業）の項の改正規定に限る。）及び第八項の規定（以下「規則一四一一七等改正規定」という。）は、平成十四年十月一日から施行する。（人事院規則一四一一八の一部改正に伴う経過措置）

二 第十一条 人事院は、必要があると認めるときは、第十条から第十二条まで並びに附則第四項、第五項、第六項（別表規則一四一一七（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）の項及び規則一四一一八（国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業）の項の改正規定に限る。）及び第八項の規定（以下「規則一四一一七等改正規定」という。）は、平成十四年十月一日から施行する。（人事院規則一四一一八の一部改正に伴う経過措置）

三 第十二条 この規則は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員については、適用除外

一 第十三条 この規則は、平成一五年四月一日から施行する。（施行期日）

二 附則（平成一五年八月二九日人事院規則一四一一八一）抄

一 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。（施行期日）

二 附則（平成一五年八月二九日人事院規則一四一一八一）抄

一 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。（施行期日）

二 附則（平成一五年八月二九日人事院規則一四一一八一）抄

一 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。（施行期日）

二 附則（平成一五年八月二九日人事院規則一四一一八一）抄

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。
 (人事院規則一四一一八の一部改正に伴う経過措置)

第 **一条** この規則は、令和五年四月一日から施行する。

7 この規則の施行前に前項の規定による改正前の規則一四一一八第十一条の二第三項の規定によりされた承認又はこの規則の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第三条第二項において準用する第二条第二項の規定によりされた承認又は承認の申請とみなす。

附 則 (平成一六年三月五日人事院規則一一四二)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則一一四四) 抄

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二一日人事院規則一四一八一二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二十五日人事院規則一一五三) 抄

第一条 この規則は、平成二十一年十一月三十日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日人事院規則一一六三) 抄

(施行期日)
第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 (平成三一年一月一七日人事院規則一四一一八一三)

この規則は、公布の日から施行する。
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十五日人事院規則一四一一八一四)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄